

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 原子力小委員会開催の趣旨について

政府は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第12条に基づいて、エネルギー基本計画を定め、その円滑な実施に必要な措置を講ずることが求められている。

本年4月11日、第4次「エネルギー基本計画」が閣議決定された。今後、政府は、省エネ、再エネ、原子力など各分野において、同計画において示された方針に基づき、必要な措置を検討し、講じていく。

このため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会を開催し、エネルギー基本計画において示された原子力分野に関する方針を具体化すべく、必要な措置のあり方について検討する。

<検討項目例>

- ①福島復興・再生に向けた取組
- ②原子力依存度低減に向けた課題（廃炉等）
- ③不断の安全性向上の追求
- ④技術、人材の維持・発展
- ⑤競争環境下における原子力事業のあり方
- ⑥使用済燃料問題の解決に向けた取組と核燃料サイクル政策の推進
- ⑦国民、自治体との信頼関係構築
- ⑧世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献